

第八十四回 参議院農林水産委員会會議録第十五号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)
午前十時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 省吾君
理事 青井 政美君
大島 友治君
山内 一郎君
川村 清一君
相沢 武彦君

委員

片山 正英君
北 修二君
小林 国司君
坂元 親男君
田代由紀男君
田原 武雄君
野呂田芳成君
降矢 敏雄君
坂倉 藤吾君
丸谷 金保君
村沢 牧君
吉田 正雄君
原田 立君
藤原 房雄君
河田 賢治君
下田 京子君
三治 重信君

国務大臣 農林 大臣 中川 一郎君
政府委員 農林政務次官 初村滝一郎君
農林省農林経済局長 今村 宣夫君

事務局側
常任委員会専門員 竹中 讓君

説明員

日本専売公社原 料本部部長 竹山 賢治君
日本電信電話公 社計画局長 福富礼治郎君

本日の會議に付した案件
○農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下田京子君 長年、農家の皆さん方の希望でありました畑作共済制度の本格実施あるいは園芸施設共済の本格実施という点で、いろいろと当局で御努力いただいたことについては、私も大変評価をしているところであります。大変御苦労さまだったと思うんですが、ただ、この本格実施に当たりまして、試験実施をしていた地域で、一休今後の改善等についてどんな御希望をお持ちなんだろうか、また試験実施の段階でどういふふうな問題を抱えておられるんだらうかというふうなことで、実を言いますと、特に畑作地帯と言われる、

大臣の出身地であります北海道十勝管内音更の共済組合であるとか、あるいは農家の皆さん、それから道の共済連合会の皆さん方ともいろいろと懇談をしてきたところであります。そういう懇談あるいは調査というふうなことをもとにいたしまして、もうすでに他の委員の皆さん方がいろいろな角度から御質問されておりますので、私は具体的な実態を踏まえて、さらに今後の改善をどういふふうに進めていくかというふうな立場で御質問したいと思うわけです。

その第一なんですけれども、やっぱり畑作共済の本格実施に当たって皆さん方が言われていること、これは何と言つても、補償の中身をよくすれば、それだけ農家の掛金が反面高くなるというふうなことというのと矛盾があるわけですね、

一方では、そういう中で単位当たりの共済金額、こういったものも農家手取りと大差ないようにしてほしいというふうな希望もございまして、一方では、私の土地は温帯というところが余りないから共済には入る必要を余り感じてない、ところが、任意加入でなくて組合で決定して義務加入ということになれば、もうそんなに災害がないということが見込まれてもやはり同じようにこれは保険制度だから入らなければならぬというところで、片や共済組合自体にとつてはその地域全体が入っていきことが保険設計上望ましいけれども、余り土地柄からいって必要でないという農家から見ればちよつと困るとか、いろいろな矛盾が、相反する問題があるわけですね。

もう少し実情をお話いたしますと、そういう中で確かに今回は国庫補助を六割にしまして、試験実施の段階では国庫が三割、そして北海道が二割というふうなことであったわけです。そういう点から見ると、農家にとつてみればそれはもう足切りも少なく、掛金も少なく、そして補償の中身

もよくしてほしいというふうなのが最大の希望であると思うんですが、なかなかそこにすぐ行くというふうにはならないでしょうけれども、これからスタートするわけですからいままさぐというわけにはいきませんが、しかし今後の方向としては、農家の皆さんが喜んで加入できるというふうな点で、国庫の負担、補助率引き上げという点で御努力いただけたらというふうに思っておるわけなんですけれども、重ねてその決意のほどをお聞きしたいわけなんです、大臣、これは基本的な今後の方向なので、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 畑作共済につきましては、これは長い懸案で、特に北海道などでは米に比べて価格の面もさることながら共済制度でもって競争条件を失っている、せひともということであつたのでございまして、御承知のように、いろいろむずかしい問題もあつて試験実施と、そして今回本格実施といふよきこぎつけたわけでございますが、私のところへは一番多くの意見は、早くやつてほしい、もう試験実施でいいということとはわかつたのだからということで、実はこれを急ぐことに相当努力をして、まず期待にこたへたと。その次は、やっぱり国庫補助率の問題を高くしてほしいと、高いにはこしたことはないが、米並みに最低限はやつてもらいたい、米に比べて遜色のあるということは困るというのが最大公約数の意見であつたと存じます。

そこで、財政当局とも相談をして、かなりいろいろ意見はありましたが、最終的には米並みに少なくとも畑作はなつた。そこで、一応私は評価を全体的にはしていただいておりますものと思ひますが、さらによりよいものというものは願うことでございまして、今後とも長期的に検討して、ほかの共済等とのバランスもととりながらできるだ

けのことはしてまいりたいが、発足に当たってはまあまあ評価していただいていたのではないかと、こう思っておるわけでございます。

○下田京子君 発足に当たっての評価という点では最初に私も述べたとおりでありまして、大臣は今後の改善のための決意のほど御答弁いただいたと思いますが、さらに重ねて米並みのという点なんですが、その中身においてはまだまだ検討の余地があるかと思ひますので、再度御要望したい。

具体的な例ですけれども、これは大臣も御承知だと思ふんですが、十勝管内の場合ですと、ここは豆作中心のところでありまして、五十一年の場合ですと、五作物の十アール当たりの平均の農家の掛金というのは八百七十八円、賦課金を含めまして九百七十七円になっております。ところが、大豆ですと十アール当たり千二百七十四円、賦課金を含めて千四百三十三円、小豆の場合には同じく十アール当たり千二百八十五円、賦課金を含めて二千三百四十五円、インゲンでは少し少なくて同じく十アール当たり九百三十九円、賦課金を含めて千五百円というふうな状況であります。

これは、大規模な経営でもって何とか採算をとつておるわけですから、十アール当たりでこれだけになります。これは、なかなか容易でない負担でもあると思ふんですね。一方しかし、万が一災害というときにはそれなりの補償があるわけですから、ここに共済の持つ意味があるわけなんですけれども、米並みという点で申し上げたいと思ふんですけれども、基準の共済掛金率と国庫負担割合と農家負担率との兼ね合いですね、仮に基準共済掛金の場合、水稲で見ても、これは、一割として国庫負担が五〇%、その際の農家負担率が〇・五%というふうになっております。最高で基準共済の掛金率三〇%とした場合、その際の国庫負担割合が六八・三%というふうになりまして、そのときの農家負担率は幾らかというところ九・五。まあここでご言えることは、最高の国庫負担割合六八・三%という状況で農家は一割以下と

いうふうな状況であります。

要するに、畑作共済制度の本格実施、まず実施というところが第一の目的でありまして、これはその目的をいまだ達成しようとしておるわけで、これからの改善の具体的な中身で御検討をいただく意味での御提案として、いわゆる米並みというところはこういふところで、仮に最低国庫補助を五割なら五割に置いておきまして、あとは累進的に補助率をふやしていくというふうなものを農家の皆さん、畑作地帯の皆さん希望されているわけなので、そういうことも含めて他の共済制度との兼ね合い、いろいろそれはあるのかもしれませんが、第一、大蔵との財政問題のあるのわかりまして、しかし、畑作農家の皆さん方の経営を安定していくというのが、まず共済の根本的な目的でもあると思ひますし、いま稲作の畑作への転換という大変厳しい農業事情の中でもって、そう遠い将来というんじやなくって、できるだけ早い将来にそういう方向での検討が実現できるように、事務当局も含めてひとつ御検討いただきたいというふうに思ふわけですが。

○政府委員(今村宣夫君) 畑作物共済は、ただいま大臣から御説明をいたしましたように、他の農作物との均衡を図るということで掛金国庫負担割合を六〇%にいたしましたわけでございます。米麦等につきましてもは超過累進方式をとつておりまして、先生のおっしゃいますように、それぞれ超過累進によつて比率が変わつておりますが、これを平均的に見てみますと、農作物共済全体で五十一年度では平均的に見ますと国庫負担割合は五九・六%になっております。それから五十二年度では五九%になっておるわけでございます。したがって、平均的に見まして決して畑作物共済の方が劣つておるわけではございません。

そこで問題は、農作物共済の掛金国庫負担のよう、超過累進方式がとれるかどうかという問題でございます。農作物共済で超過累進方式をとつております主な理由は、農作物共済が必須共済でございまして、しかも御存じのように、農家の加

入については当然加入制をとられておるわけでございまして。そういう関係から、農家の掛金負担の平準化を図ることが必要であるわけでございます。これに對しまして畑作物共済は組合等の任意事業でありまして、また、加入も任意を原則とし、総会の議決がありましたときに義務加入制に働くというところで、米麦のような掛金国庫負担について超過累進方式をとる必要はないという考え方に基づくものであります。また、仮に畑作物共済の掛金国庫負担に超過累進方式をとるといたしますと、畑作物共済の共済対象作物は非常に多様でございますから、その被害発生状態は作物によつて大きく異なります。したがって、比較的被害面の安定しているバレイショ、てん菜、大豆、サトウキビの共済掛金の国庫負担割合が、六割より相当低位になるおそれがある。比較的被害率の変動が大きい小豆及びインゲンの共済掛金国庫負担割合が、六割より相当高位になるというふうなことが予想されるわけでございます。

作物の栽培は、同一の畑作物地帯におきまして地力の維持でありまうとか、あるいは労働力の配分でありまうとか、経営の安定等を図るため、御存じのように、一定の輪作体系に準拠して作付が行われておるわけでございまして、同一の輪作体系上にある畑作物共済の対象作物によつて共済掛金の国庫負担割合に差が出るということとは、作付体系を乱すということにもなりかねませんので、農業経営の安定を図る見地から全体的に六割と、こういうふうにご考慮いただいております。

米との共済掛金の負担の水準を見ますと、十アール当たりで見ますと、農作物共済の水稲では、半相殺で見ますと大体千五百円でございます。これは、一千九百円でございます。畑作物共済の北海麦は、対象となるバレイショ、大豆、てん菜、小豆及びインゲンの五作物の平均は約一千八百円となつておるわけでございまして、私は、水準としてはまずまずのところではあるまいかというふうに考えておる次第でございます。

○下田京子君 局長のお話ですと、実務的にいままでの実績がどうかとか、発足に当たつてのいままでもやつてきた考え方だけを述べているように私は受けとめるわけです。私は、今後の問題点として、当然お米の場合には当然加入になつていて、すけれども、共済制度の本来あるべき姿としては、皆さん喜んで、私は入りたくないというのじやなくて、組合ごとくその皆さん喜んで入れるようにしていくということが大事だと思うわけですね。

そういうことが一点と、それからジャガイモやインゲンの例で話されましたけれども、それもばらつきが出ないようというところで、最低押さえるところを米並みにということとは、五割なら五割に押さえて、そして後、超過累進のような形でもつてのあり方という将来の、遠い将来じやないけれども、そういう方向での検討というのはいますぐやらないかということではないですが、発足とあわせて今後の姿勢として検討をしてほしいというのが、各共済連合会やあるいは畑作農家の皆さん方の要望でもあるわけですから、そこを踏まえた検討をしていただくということは、私はこれはやぶさかではないと思ふわけです。そのことをお聞きしたわけでございますので、これは政治的な問題ですから大臣にひとつ御答弁いただきたい。

○国務大臣(中川一郎君) 畑作物共済がすぐでないのは、まさに米並みといひますが、掛金率としてはそういう一本化したいことではないわけなんですけれども、中身に入つて超過累進方式でいくのかどうか、輪作形態をとつておるいろいろな問題があつて、いろいろ議論した結果、今回提案したのが一番よろうという試験実施の経験を踏まえた結論でございます。しかし、よりよいものを検討することについてはこれはやぶさかではございませんから、今後とも十分検討はしてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 ひとつ大変実務上の問題、財政上の問題もあると思ふんですが、大臣の御答弁の方角で検討、御努力を期待したいと思ひます。

次に、具体的にこれまたお話ししたいんですけれども、大正キントキの色流れですね。これは一夜にしてばつと雨にやられてしまふ。ところが、色が流れたというだけでも、実際には商品的にあんなに簡単に使うときにはその価値はそう差がないと、実態はそう言われているわけですから、ただ、いまのような消費のシステムですと、色が流れているということでもやっぱり価格が非常に安くなってしまうわけですね。その際の補償というものは、これはもう当然本格実施に当たってやっていたらいいんだらうと、こう言われておりますので心配ないとは思いますが、念のためにお聞きしたいこと。

それから同時に、無事戻し、これも当然他の共済制度にはすべてあるものですから、同じく本格実施に当たって実施されることだらうと思っておりますが、この点もひとつどうなのか、御確認の意味でお尋ねいたします。

○政府委員(今村宣夫君) インゲンにつきましては、長雨等によって色流れやしみつきの被害が発生をいたしまして、この被害を受けますと販売価格が低下する損害が認められますので、お話しのように、この損害については試験実施と同様にその損害分を減取として取り扱うことを考えております。

具体的には、過去一定年間の通常品位の価格に對します色流れ等に該当します品位の価格の割合をもつて、色流れ等の被害を受けた場合の収穫量の換算指数を定めまして、色流れ等となった収穫量を修正いたしまして、品質の低下に伴う価格の低下による損害分を収穫量としてカウントしない方法をとることにいたしたいと思ひます。

それから、御質問の第二点の無事戻しにつきましては、これを実施するという事で考えております。

○下田京子君 わかりました。ただ一点、換算率の問題等については、また実態等も踏まえて御検討いただきたいということを、一点要望申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、事務費のことなんですが、これはまた他の委員の皆さん方からいろいろと御質問のあったところなんですが、特に事務費に関しては、共済制度を本場に突くものにしていく上での評価という仕事に大変なかわるわけですから、そこに当たる職員の方や評価委員の方や評価員の皆さんは大変苦労が多いわけですね。音更の場合でも朝の六時、七時となると家を飛び出して、引受時とそれから災害があったときと二回あるわけですが、特にその災害時の評価となつたらば、自分の家の収穫のときとぶつかっていくわけですね。家の中はてんやわんやで、しかもまた、その評価に当たつても、たとえばジャガイモにしても、食用それから種イモというのと三段階に分かれるわけですね。大変込み入った仕事をやらなきゃならない。圃場ごとにも違う。その御苦労は大変なものだと思ひます。

ところが、政府としては四十九年度で、共済事業というのは相互扶助ということが精神だからという事で、それまで事務費補助がなかつたけれども、それはいかぬということで大蔵等にも要請して若干なりともお金を入れて、それで営々努力もしてきまして、こうおっしゃっているわけですね。その努力の姿勢は認めなくてはならないですけれども、ただ、この予算書を見ましても、私も最初見たときに驚いたわけですね。役員の手当が、年額常勤役員で三万六千八百三十円、五十三年度で非常勤役員の場合の損害評価委員の手当はこれは五千七百三十円。もう本当に年間ですから大変なものだと思ひます。

ただ、皆さん方の方から言わせれば、一年間に災害がなかりせばまあ三日か四日だということもあるというふうなこともありますけれども、それはおっしゃいまして、いざ災害ということになれば大変なわけですね。なくともまたあるわけですね。実態を申し上げますと、音更の場合でしたら一日三千円がまんをしいたいていいます。うです。建設労働者の一日のお給料といひますか、日当と比べると約二分の一、しかも評価の結果に

ついては、相当前向きでやってきたつもりでございます。ほかの団体の職員の手当等に比べましてかなり伸びてきた。もちろん、今後も重要な使命でございますから努力はしてまいります。今日までの努力については評価していただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 共済職員の事務費については、相当前向きでやってきたつもりでございます。ほかの団体の職員の手当等に比べましてかなり伸びてきた。もちろん、今後も重要な使命でございますから努力はしてまいります。今日までの努力については評価していただきたいと思ひます。

ただ、評価委員の手当が少ないということをこれを労働者と比較したりいろんなものと比較されて御論評いただくわけですが、これはそうではなくて、まさに共済制度でございますから、勤務率に助け合うというところをやっておるものであつて、これは手当でもって、金でもって動く仕組みのものではない。しかし、政府としてもできるだけ気持ちだけどもという事で発足し、しかもかなりこれも伸び率としては伸びてきておるところでございます。仕組みとしては、共済から金をもらつて評価していただくというのではなくして、まさにこれは共済制度でございますので、農家全体が助け合う、こういうところから出ておられますこともひとつ念頭に置いて評価をしていただきたい、こう思ひます。

○下田京子君 大臣のいまのお話の中で精神という意味のことでありましたが、むしろその共済事業というのは相互扶助だ。だけれども、実態の

仕事からいけばそういう事務当局だけの、財政当局からのそういう考え方だけでは実態はこういかなければならぬ。それを改善しようということでもって、四十九年に幾らかなりともということでも農林省でも予算をつけたわけですから、その精神はわかるんですが、しかし、いま精神だけで物事を解決できません。そして、実際の評価をどうするかということが、共済制度の一つのネックであります。ですから、まさかかすみを食ふながら、自分のうちの暮らしがどうなるかどうなるかわからないような状況であつても精神だということにはいかならないと思ひます。そういうところは大臣よく御存じだと思ひますので、努力は認めておるわけです。

しかしながら、実態に合つた、しかも本格実施に当たつてこれから将来に向かつて改善をしていくという点での基本的な理念として私はお尋ねしている点があるんですが、その理念としては事務費の国庫負担ということ、これは農災法の第十四条の中に定められておりますし、それを受けて具体的に施行令の第一条の三の中で事業に関する事務に従事する職員の給料、手当、事務所費云々といひ、いまの評価員については「その他の」というふうなかつこうで述べておりますが、「その他の」というふうには一応入っておりますけれども、ひとつその辺のことをもう少し前向きに考えていくというふうな姿勢で検討をいただきたい。

その際に、これまた言われていることですが、農協の職員等に比べて職員の場合には一号俸アツプしたとかいろいろ努力していることはもう認めていられるんですが、福島県はもちろんです、北海道も含め、全国各地からもたくさんの方の共済連合会や共済組合の職員の皆さん方から、寒冷地手当の問題等も含めた改善も出されております。いよいよこれからスタートですから、今後の推移等を見守らなければならぬということももう答弁を待つまでもありません。しかし、それらのこともよく考えていただき、しかもまた、本格

実施をするわけですから当然のことだと思つては、果樹共済本格実施の四十九年に当たっては、職員あるいは評価員等も増員しているわけなので、当然そういう方向で検討されるだろうと思つた。念のために御質問申し上げる次第です。

○政府委員(今村重夫) 損害評価員等の手当の問題につきましては、私たちはできるだけのこととをいたしたいということで逐年努力をいたしてきたわけですが、努力はついても、この点につきましては、今後もさらに努力を続ける考え方でございます。

それから、損害評価員の増員問題につきましては、これは私たちといたしましては積極的の考えで、いきなりというふうには思っておりません。

○国務大臣(中川一郎) 先ほど私の話に、精神だけでは困るという話ですから、これは補足しておきますが、精神も忘れてもらつては困るということ、ただこれを金で、あの労働者に比べて安いかどうかというふうな発想ではなくて、やはり精神だけでは足りないところがあるから、努力をしてやつてきたのであつて、こういう仕組みにないときには案外議論が少ないのですが、ある程度御要望にこたえて窓口を開くと、もっと大きくもつと大きくという、おだてる人があつたり何かして、価格政策なんかつくりますとつくと、もつときには非常に喜ぶのですが、もつともつと、もつともつと、つくりやすい人に比べてつくつた人がよい不満を抱くような仕組み、こういうものには私たちは厳然たる態度で臨まなければ、めんどろを見たら結果、不平不満をつくる根拠、しかも最後は労使関係みないになつて、あれに比べて安いか、これに比べて安いというふなことだけは厳に農家の皆さんにも申し上げて理解してもらひませんと、精神を忘れて金だ、物だけでくる考え方方には私は賛成しかねるところでございます。

○下田京子君 大臣が念のためにお話しになりましたが、事務局の方で今後の方向として基本的な御答弁をいただいております。私も精神なんかはいいなんてことは言っておりません、何か精神だけでやれというふうに関心しましたので、私申し上げたのです。

最後になりましても、最後と言いますのは、直接この法に關することですが、現場で最終的に言われたのは、インゲン等が一俵当たり二万円とかというふうな価格補償がまず共済本格実施の根本にあるというふうなお話と、それから水田で畑に転作したところは稲転というところでもつて補償があるわけですね。集団になれば七万前後というところになつた。大臣いろいろ申しておりますように、本場に畑作地帯というのは大変なんだ、補償金をやつたりして、水田の皆さんには今回は稲転に御協力をいただきたいんだと、こうおっしゃつておられるわけですが、逆から見れば、ずつと畑作専門でやつていくところにしてみれば、その補償額がないわけですよ。そこそこをつかれました、そしてまあ集団的にやつていくようなところは、ひとつ転作給付のある一定の補償というものが考えられないかと、暫定的なこと

さらには、具体的に言えば、根本的に今後の方針としては、何よりも価格補償ということが必要なので、将来のあるべき姿ということでもつて、いわゆるその稲作転換分の補償金等を上積みしなくともやつていけるような、畑作地帯の価格保障制度のあり方をやつたり早い時期に検討し、結論も出す時期に來ていけるのじゃないかというふうな御意見なんです。いかがでしょう。

○国務大臣(中川一郎) 畑作に比べて水田が非常に有利であると、これは価格そのものもそうだし共済制度もそうだと、こういうアンバランス論が長く続いております。そこへ米の過剰といふものがあつてまいりました。ほかの作物をつくつた場合には四万円から七万円反当差し上げる、こういうことになつたわけでございます。

そうなりますと、簡単に言えば、水田でビートをつくれば四万円になる、畑でつくれば二万円にしかならない、これはどうしてくれるんだという、一物一価でなければならぬのに一物二価で

はないかと、こういう端な議論もあつたわけでございます。しかし、国が政策的に米をやめてもらいたいということでの協力費でございますからこれは価格そのものではないと、交通整理をいたしておりますこと、もう一つは、畑作の皆さんの言ひ分もわかりますが、御承知のように、昨年からだつたと思ひますが、いわゆる奨励金として加算しておりますものを価格そのものに取り込むという、これはもうそれそれ三十数%から五〇%に及ぶ金額を一時にプラスをして差し上げる等の、かなり前向きなことをやつたつもりでございます。

しかし、これだけでとどまることではなくて、一遍にはできませんけれども、長期的にはやはり水田耕作農家、特に転作をした人に比べて格差があるということとは十分承知いたしておりますので、今後ともこの格差は正については努力していきたい。ただ、一遍にこれをやれと言われましてなかなかできない。今回、畑作共済制度も早期に検討を進めて、そして結論を得て、国が六割ということを決断して法案をお願いしております。まさにそういう水田との関係において格差を埋めたいという努力の一つの柱である、こういうことで、幾つかのことによつて畑作農家に希望が持てるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 ひとつよろしくお願ひします。次に、大きな第二番目ですけれども、畑作地帯の、しかもまた本格実施に当たるといふジャガイモ主産地の切実な問題についてお尋ねしたいんですが、ジャガイモのシスト線虫の対策問題です。

シスト線虫については当局の方ではよく御承知だと思ひますけれども、北海道の場合に、現在、清里、斜里、清水等、合わせて三十・二ヘクタールに及ぶ圃場からジャガイモのシスト線虫が発見されたということで、DD剤の注入等やられておるといふことで、現地の方から聞かれています。いろいろ不安、それから要望を訴えられておられるわけですが、このシスト線虫は、御承知のように、

一たん圃場につくと駆除するのに徹底的な防除が必要だと、それから長い期間かかるというふうに言われているわけですね。それだけに、未然に防ぐといふこと、それから発生したところを、これからただ安易に恐怖心をあおるのではなくて、正しい知識と正しい防除のあり方ということ等を早急にいま組んでいくことが大変必要であるかと思ひます。そういう点で、これはすでに小笠原貞子参議院議員等を通じて農林省の方にも何度か伝えているところですけれども、まず第一に、土壤検診を早急に実施してほしいと。三年という計画だけれどそれは二年にして、周りの圃場を考えたときには、もうこの地帯は大変な風の強い地域で種がばあつと舞い上がるという状況のところなので、だからこそジャガイモをつくつてきたんだというふうな伝統もあるもので、その辺を考えたいたしたい、万全な土壤検診をひとつお願いしたいというまず第一の御要望についてはいかがでしょう。

○政府委員(野崎博之君) いまおっしゃいましたように、土壤検診につきましては、昭和五十二年の、昨年の九月でございますが、関係者集まりまして、三カ年計画で約七千ヘクタール土壤検診をやるといふことになつておられるわけでございます。しかしながら、いまおっしゃいましたように、道庁あるいは地元から、本年三月の対策協議会におきまして、一年繰り上げて二年にしてくださいと、そういう御要望があつたわけでございます。私どもとしてもできるだけの御要望に沿いたいと思つていま努力をいたしておるところでございますが、繰り上げるためには土壤検診の技術者の確保が必要になつてまいりましたので、その点も踏まえながら、道庁の御意見も聞きながら、できるだけ繰り上げて実施をいたしたいというふうな考えております。

○下田京子君 まあ技術者等、検査員等のお話もありましたが、これは当然絡むことですから、その御苦勞はわかりますけれども、ぜひ本場にこのジャガイモのシスト線虫を広げないようにという

ふうな、あるいはそこにいま暮らしている人たちの切なるその願ひというものを、そこをしっかりと踏まえて、ぜひ実現のために御努力をいただきたい。

で、二番目ですけれども、DD剤の助成対策についてですが、これは国の場合には発生圃場のみというふうなことになる。しかし、これまた要望等もあると思うんですけれども、いまの近隣の圃場の関係からいって、ぜひさらにふやしていただいて、完全なる防除ができるように御努力いただきたいと思ひます。

○政府委員(野崎博之君) DD剤による土壤消毒につきましては、いまのたてまえからいいますと、発生したところでない薬剤の補助というのはなかなかやりがたい。土壤検査といひしても、これは非常に広うございまして、そういう検査に対する補助等については考えておるわけでございしますが、まだ発生してない地域に對しまして薬剤を散布するための補助というのは、いまのところ財政的な問題もありましてなかなか困難かと思ひますが、土壤検査を十分に今後やっていきたいというふうなことをおぼえておるわけでございします。

○下田京子君 いまおっしゃったような問題もあると思うんですけれども、しかし、土壤検査を速やかにやるということとあわせて、近隣の圃場の場合ですと、たとえば共同でもって機械を使っているとか、そういう実態は御承知だと思ひます。ですから、そういう実態を踏まえて、近隣圃場へのDD剤注入というふうなことも、そこで苦勞されている皆さんの要望を聞いて、ただ全体的に無作為にやれということをやっているんじゃないやしませんから、その実情に合わせた補助というのは当然考えなきゃならぬというところなんです。

同時に、この絡みでいきますと、正しい防除と正しいその知識の普及という点では、片やこのシスト線虫というのは土壌からいろいろついでいくものだというところで、これは聞き及んでる話なんですけれども、シスト線虫の発生した家庭の子

供が学校に行くと、おまえ長ぐつ洗ってきたとか、出て歩くとか、何だか言つてみれば赤痢か腸チフスカ大変な伝染病にかかったみたいになふうな白い目で見られるような向きも出てきているような話も聞いているわけなんです。具体的にあれこれというふうないま申し上げるという問題があるかと思うのですが、片一方そういうふうな認識でありまして、いまのお話ですと、片や発生したところだけということになると、実情に合いませんね。しかも、さっきのお話のように、風で非常に種まで飛び散るというところですから、そういう実態を踏まえた助成対策ということを考えていただくというふうな申し上げていけるので、ひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

それとの関係で、機械に対する助成も絡めてお尋ねしたいんですけれども、土壤灌漑機械が一台百万円ぐらいするといふふうな言われております。これは国の場合ですと、第二構造成善事業の中で助成対策の中に入れておるわけですが、その支出が大変なわけであつて、たとえば斜里町の場合ですといふ五台計画している、あるいは小清水の場合ですといふ三台の計画をしているといふふうなことになって、独自の何か補助制度というものをとつてもらえないだろうかというのが切実な要求であるわけなんです、この辺の御検討をいただきたいと思ひます。

○政府委員(野崎博之君) 従来も、こういう病害虫の問題につきましては、農薬費とそれからいま申し上げましたようなそういう検査等、そういう金だけの補助になっているわけでございます。防除用の農業機械について補助をしたという例はいままでのところございせんし、五十二年に清里町で土壤消毒をやった場合には、道で所有している機械を使って農薬をまいた、そういうようなこともございします。で、われわれとしてもこれはなかなか予算的な問題がありまして、病害虫防除の関連からしての機械の補助というのはなかなか困難であるといふふうな考えておりますが、北海道でそういう道の防除機械を使用するとい

うようなことについては、今後ともできるだけそういうふうな方向で指導をしてまいりたいといふふうに考えております。

○下田京子君 今後とも具体的な検討は必要だろうというふうなお話だったので、それが実を結ぶようにという点で、特に植防法の第五章の中で、第二十二条と二十五条の絡みで「薬剤及び防除器具に関する補助」ということで、その器具等に対する購入の費用の二分の一以内の補助金を交付することができるといふことがうたつてあります。ですから、それはただ著しく被害が云々といふふうなただし書きがございしますけれども、これが即現在のシスト線虫発生地帯になじむかどうかは別として、こういう制度もあるもので、検討ということは、これに乗せて拡大していくといふことはそうむずかしくもないことだろうと、問題は財政当局等との絡みだと思ひます、そんな点も踏まえて、ぜひ実のあるものが出来るように期待をしたいと思ひます。

次に、これに關係しての減収補償なんですけれども、たとえば種子用の芋をつくつていたのにでん原用に変つたとかといふふうになりますと、当然かなり減収が出てくるわけですね。その減収に対する補償といふものを考えていたかなければならないといふふうなことが一点と、それからシスト線虫の発生した土壌ではちよつとジャガイモはつくれないのじやないかといふことなんです。そうしますと、地理的な、あるいは土地の状況から言つて、ジャガイモが一番いいといふこととてつくつてきたんだけれども、そのジャガイモがつくれないとなると他の作物に変えなければならぬわけですね。

他の作物に変えた場合に、たとえば小麦なんかの場合と比較しますとどういふ実態が出てくるかといひますと、種芋をつくつていたときには十アール当たり五十四俵から五十五俵とれる。一俵二千四百円として所得率四〇%で計算すると、十アール当たりの所得額ですけれども五万二千八百円になるというんですね。ところが、小麦にした

場合どうなるか、小麦の場合には当地ですと三俵から三・五俵しかとれない。一俵九千五百円で計算して、所得率六〇%というふうな形で見て、所得が一万九千九百五十円にしかならない。種芋と小麦の差というのは十アール当たりで三万二千八百五十円、大変なものになるわけです。それが全圃場に及んでいくわけですし、今後長いことジャガイモがつくれないという深刻な状態に追い込まれるわけなんです、そういう点の減収補償といひますか、新たな形で考えていただけないだろうかというのが一点。

それから、これは共済との絡みに当然なると思うのですが、こういった病害虫との關係で、種芋があるいは食用芋の場合がでん原用に変つた際には、その価格差の補てんというのがあるんだらうと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(野崎博之君) 減収補償といふことはいまのところちよつと考えられないわけでございますが、バレイシヨに適しないところをピートとかそれからその他の作物に転換をする。それからまた、将来に向けては、現在非常にシスト線虫に強いと言われておりますツニカという品種がございしますので、それを普及させるために、いま原種農場で増殖に励んでおるところでございします。それができますれば、すぐには間に合いませんけれども、緊急増殖といふことでいま原種農場でやらせておりますので、早急にそれをふやしまして、ツニカという品種を普及奨励をいたしたいといふふうなことを考えております。

○政府委員(今村重夫君) バレイシヨの種子用は、御存じのように、植物防疫法に基づきまして一定の有害動植物がないものとして合格したものでなければ種子として販売できないわけでございますが、この検査に不合格になつたバレイシヨを、加工用でありますとか、あるいは食用に向けてられたという場合におきましては、たとえば加工用に向けてられた結果販売価格が低下するといふことがございしますが、その低下によります損害分を減収として取り扱うことを考えております。

○下田京子君 最後に大臣に御検討をお願いするわけですが、いろいろと事務当局も含めて現地と御相談もして一応の対応はする、しかし非常にシスト線虫の発生ということがジャガイモ、特に種子用のジャガイモ生産地域にとっては大きな打撃を与えている。その心痛あるいは経済的な不安、今後の畑作経営の展望等に対する戸惑い、これらも含めて大変具体的にこれからさらに検討が必要事項もあると思ひますので、ひとついま言ったことも含めて、現地とよく相談の上、基本的には畑作地帯の経営安定という方向でいろいろ御相談に乗っていただき、御指導、御援助をいただきたいというふうに思ひますので、その決意をお伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) シスト線虫というのは本当に悪質なもので、ジャガイモにとっての大変な強敵であり、しかもあの辺ではジャガイモが主産地でございますので、農家にとつても大敵でございます。したがって、これが防除、駆除等について最善を尽くしたいと思ひますし、またできるだけ温かい気持ちでこれが対策についても努力をいたしたいと、できるだけひとつ、まずこれを退治をするということを中心にしてやっていきたいと思ひます。

○下田京子君 なかなか事態は深刻でございますので、本当に防除ということ、しかしその根本的防除が可能なかという不安も同時に訴えられておりますので、安易なお気持ちだけじゃなく、また、かといつて単に過大な宣伝に惑わされないといひますが、しかし実態はそういう向きもありまふので、本当にその実態に合った、しかも根本的な方向での対応をさらに要望いたしまして、この項については質問を終わります。

次に、大きな三番目なんですけれども、これまた畑作共済の本格実施に当たつて政令指定に加えるかどうかという点で、いま調査を進めてきた地域特産物の問題ですが、私具体的に葉たばこについてお尋ねをしたいと思ひます。この葉たばこを本格実施に入れるかどうかというふうなことで農

林省としても調査を進めてきた、その調査結果については私もいただきました。その調査結果を見てみますと、これは昭和四十五年から五十年の五年間ですと、この間の調査結果表でありますけれども、葉たばこ地域特産物について保険が必要かどうかというこの問いですけれども、葉たばこ生産全国一と言われる福島県の場合ですと、保険の必要がありと答えたのが昭和四十五年で四十戸のうち三十八戸が必要だと、こう答えている。率にすると九五%。その後五十年になつて今度は百戸の調査をしたわけですが、これは若干下がつて百戸のうち六十三戸が必要だと、こういうふうに答えているわけですが、全国的な傾向を見ても当初は九割以上、また五十年においても六割以上の方がこれは必要だというふうに言っているわけですね。

現在の葉たばこの共済制度に類似したものは何があるかといへば、公社でやられております災害補償制度があること、それから、農家が負担を出している相互の災害補償があるという、これだけなんですけれども、それだけでは十分だと、ひとつその保険設計としてどうなのかということも含めてる検討、調査等が進められてきたんだと思ひますので、この調査期間を通して私が思うには、葉たばこなんかの場合ですと、一番保険制度というか、共済制度に仕組みやすいんじゃないか。災害もどうなのかというのはもう公社を通じて全部出てくるわけですから、価格にしても災害にしても量にしても、これは全くごまかしなく全部データは公社を通じて出てくるわけですね。そういうふうな状況の中で、具体的な今後のあり方等も含めて、農林省として葉たばこの共済制度をどういうふうな方向で実践しようとしているのか、いま考えられる基本的な方向で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○政府委員(今村重夫君) お話のように、たばこにつきましては、専売公社が従来から実施しております無拠出によりましては、この災害補償制度と、たばこ耕作組合中央会が実施しております広域異

常見舞金制度とがございしますが、これらの制度につきましては、耕作者からさらにてん補の内容の充実を要望する声がございまして、昭和五十三年度からてん補率の引き上げ等と内容とするたばこの災害補償制度の改正が行われたところでござい

ます。こういう現状で、たばこを農業災害補償制度に取り入れるといたしますと、掛金を徴収いたしましてこれからの制度にさらに上乗せした共済制度を考へるよりほかにはしようがないというふうに思ひます。果たしてこの上乗せの共済制度につきま

して、共済需要が農家の側からあるのかどうかという点につきましては、これはいろいろ問題もあるかと思ひます。農家といひますれば、掛金をかけて共済制度をさらにこの上に上積みをするの

のがいいのか、あるいは現在の無拠出制度をさらに拡充強化してもらうのがいいのかというところになりますと、共済需要としてはなかなか問題のあるところではないかというふうに思ひます。

いずれにしましても、農林省としましては、昭和四十五年から地域特産物の一つとして調査対象に取り上げまして、農家の意向調査でありまして、被害率の調査を実施しておりますので、大蔵省等とも十分連携を図り、農災制度の対象とすることについて、今後さらに検討してまいりたいと考へておる次第でござい

ます。このひょう害の実態というのは大変なもので、ここに写真などありますので、どうぞごらんいただければ、その実態を見ていただくと同時に質問を進めたいと思ひますけれども、全体的に見ますと、大越町の場合ですと、ここでは被害面積が八十六・三ヘクタール、被害金額が全体で一億二千八百四十四万円出ております。これに対していま公社でやられている補償を受けたところが件数四十四人で、金額にして約八百六十七万円というふうな実情です。減収量は七十六トンということなんです。これを皆無換算にしてみると、面積全体八十六・三ヘクタールのうち皆無換算で三十四・七ヘクタールというところが皆無というふうな状況のひどい実態であつたわけなんです。

こういうふうな状況の中で、町としてはとてもじゃないけれども、いまの公社の災害補償制度だけでは大変だということでもつて、これはもう長年実施しているんですけれども、自治体単独の見舞い制度をやっているわけです。その見舞い金がどういう状況かといひますと、これも大越町の例なんです、三つの段階に分けてまして、一番ひどい状況のところでは十アルル当たり六千九百二十一円、それから次に二アルル当たり四千六百三十三円、それから次に三アルル当たり二千三百六十四円、それで、町の子算規模約十億なんです、そのうち単年度だけで二百万円近い見舞い金を出して

おるといふのが実態であります。さらに、農家の人たちはどんな苦勞をしているかといひますと、実はこれは一つの矛盾なんです、たばこを耕作している農家のお母さんたちは、自分の娘はせめて農家に嫁がせても、たばこをつくっているところにはお嫁にやりたくないという

をしているかということ、恐らく御理解はいただいていると思ひますけれども、改めて私の方からかかつてお伝えしたいわけなんです、福島県の特産品に葉たばこの日本一と言われる田村郡というところがあります。この実態なんですけれども、昨年七月二十六日にひょう害が発生して

ふうと言われるぐらいに、朝早くから、もうたばこは十三カ月かかると言われるぐらいに大変重労働なわけなんです。暑い炎天下のもともたばこかき、そしてしょっていつてはさむと。だんだん技術指導等もあつて、幹干しなんというふうに変わつてはきていますけれども、しかし大変な重労働であります。そういうふうな中で、もうこれから再生産続けられるかどうかということで、実はこの町でも自作農維持資金を七十二名の方が借りているんですが、その総額が現在で六千九十万にも上つております。その利子の補給のために、またこの町当局だけで過去三年間で幾らやっているかという、これまた町の負担が何と利子補給だけで一千万円にもなつて、こういう実態であります。

いかに災害に遭つたときにそんなに苦勞を重ねて負わなければならないかという、御認識を新たにしたいだけだかどうかということなんです。が、それとあわせて公社でやられている現在の災害補償制度なるもの、いままでに比べて改善、改正も若干されております。それはわかりますけれども、その改正もあわせて今後さらに基本的なあり方として二階建てにする共済制度に、畑作共済の中に織り込むかどうかは今後検討課題ですからそれはそれとして、当面、現在ある公社の災害補償制度、これをさらにこういった実態を踏まえて改善、努力されるかどうかという、その決意をいただきたいわけです。

○説明員(竹山賢治君) 専売公社の竹山でございますが、お答えいたします。

ただいま先生の方からお話のございました福島県の大越町のひょう害の実情につきましては、私も郡山の地方局の方からいろいろ話を聞いておるわけでございまして、特に葉たばこがひょう害を受けた場合は、葉をとる作物という感じがございまして、災害が大変その時期には著しく見えるというふうなことがあるわけでございまして、それで、なお先生のお話の中にもありましたけれども、私も福島県、特に大越町周辺はたば

この主力産地といいますが、大産地であるという認識を持つていてございまして、したがって、専売公社の災害補償制度以外に、各自自治体でそれなりに災害が発生した場合に、いろいろと手だてをされているというふうなこともそれなりに承つてはいる次第でございまして、これは、やはりその地方産業の中でたばこの社会的な地位がどの辺にあるかという関連で、市町村当局の方々がそれなりの御配慮をされているというふうな私ども考えているわけでございまして。

現在のたばこが災害を受けた場合は、葉たばこの災害補償制度というものがございまして、これは従来は三割を超える被害が発生した場合に、災害の種類は限定されておりますけれども、その災害が発生した場合にこの補償の対象になるということでございまして、五十一年度の五月に農災法の一部が改正になりまして五十二年から実施になったというふうなこともございまして、私どももたばこの災害補償制度の改正にそれなりに取り組んできたわけでございまして、先生のお話の中にもあつたこととございまして、今回は二割を超える被害が出た場合に災害の対象になると、なお従来はございましてした虫害も新しくその災害の対象に加えるということで、それなりに現行の災害補償制度の充実と申し申し上げます。か、そういうことに努めてきたわけでございまして。

なお、災害補償制度は、掛金なしの全額国庫負担ということでやられているわけでございまして、それは別に、広域に災害が発生した場合に、相互救済事業というのをたばこの耕作団体の中央会が事業として取り上げておられて、これも昭和四十七年から発足をしているわけでございまして、あくまでも広域にそういう災害が出た場合に、見舞い金を出して生産者相互の救済に当たると、私どももいたしまして、そのことによつて葉たばこの生産が順調にいくという趣旨から、その経費の半分を国庫で負担をしているというふうな実態がございまして。大蔵省令をこの五月の四日に改正を見たばかりでございまして、今回の改正に伴つ

て、葉たばこが災害を受けた場合には補償額がそれなりに厚くなつてくるということにならうかと思ひます。

今後の問題でございまして、当面、私どもはそういう形で災害補償の改正に取り組んだわけでございまして、今回の場合は災害の補償制度の改正の効果というものをどの程度実態的に出るかというふうなことを見きわめながら、なお農業共済との関連の問題につきましては、今後とも農林省の方とも十分打ち合わせ、連絡をとりまして対処してまいりたいというふうなことを考えている次第でございまして。

○下田京子君 大臣にここで聞こうと思つたんですが、戻られてからお聞きすることにしまして、いまの御説明で、改正、改善をして今度また新たなというふうな状況であるわけで、そこはよくわかるんですが、いまだ調査を進めてきているということもありまして、これからまた営々と調査を進めていくということではないと思うわけですが、葉たばこのみならず、その地域特産の作物について政令指定として早期に加えることができないかどうかというふうな全体的なことも含め、その調査のあり方あるいはその保険設計上のいろいろな兼ね合い等も考えて御苦労が多いと思うんですが、ひとつ農林省として、たばこをつくっているのは農家の皆さんですから、確かに公社の管轄にはなつておりますけれども、どうか責任を持つて公社と話し合ひをしていただきたい。

大臣、最後に、大臣が中に入つて葉たばこ耕作農民、農家であるという立場から、最初にお話になつたいわゆる現在の災害補償制度の上に農家から拠出金、掛金をとつてやつく二階建てにするか、あるいは現在あるものを強化拡充していくかどうかというふうなことも含めて、ぜひ双方集まつて検討をいただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) もちろん、この仕組みでぜひともという農家の声でありますれば、十分大蔵省とも相談をして仕組みの中に取り込むよう

に努力をしてみたいと思ひます。もうしばらくひとつ時間をかしていただいて、真刻に公社あるいは団体、農家の皆さんとも相談をして、前向きで取り組んでみたいと思ひます。

○下田京子君 ひとつ耕作者、それから連合会、各団体と御相談の上、速やかに改善の方向での検討を急いでいただきたいというふうに思ひます。大きな四番目に移りますけれども、施設園芸との絡みで、具体的な事例も含めて今後の大規模な集団的な畑作、園芸施設の経営のあり方というふうなことで御質問したいと思ひます。

最初に、施設園芸の本格実施に当たつて、料率区分がたとえガラスの場合ですと全国一律であるとか、いろいろ御指摘がありました。私は時間の関係もありまして、ここで幾つかにしばらくいたんですが、一つは、やっぱり議論を呼んでおります超異常時の災害の問題なんです。超異常時の際に国が責任を持つてやるといふ、こういう制度を考へられたこと自体については、大変私たちが評価するわけなんです。超異常時というのとは一体どんなときかと、他の委員の方の御質問に対して局長答弁では、室戸台風並みであるとか関東大震災並みであるとか、一つの例としてお出しになつたのだと思うんですが、この室戸台風並みと言つたら風速どのくらいなのか、私も調べたら六・二メートル、それじゃそういうふうな風速の最大記録というのは過去どのくらいの件数があつたのかと、これまた気象の方の統計記録を調べてみましたら、統計調査の開始から一九七六年、この間にたまたまのような最大風速を示したというのが二回しかないですね。一度は富士山山頂で一度あつたと、それからもう一度は、御答弁にありましたように、いわゆる室戸台風のときだけだということなんです。

しかも、このぐらいの風が吹いたら一体どんな状況になるんだろうかと思つて、これまたビューフォート風力階級表というのをいろいろ調べてみました。そうしたら、これは毎秒なんですけれども、二十四・五メートルから二十八・五メートル

未満、これであつてもどういふ状況かといふ事です。陸地の内部では珍しい樹木が根こそぎになる、人家に大損害が起る、こういうふうな言われているわけでは、三十二・七メートル未満ですが、それ以上のことはもう何にも書いてないんです。そして、めつたに起こらないといふふうな書かれてあるわけなんですね。非常に常識外れの例なんです、局長さん答弁された例は。

これは、もちろん御答弁の中に、各連合会と御相談の上その基準はどうかとか、御相談をしたいといふふうな申し述べられておることは前提の上なんですけれども、このようなく特例中の特例のような状況でもって例を出しになられたといふことで、私もこれはちよつと大変なことなんだなといふふうな思つておりますので、ひとつ御提案です。連合会とある一定基準程度の被害を超えた場合には該当させるとかといふふうな考え方のもとに基準設定を図られればどうでしょうかといふことで、ひとつその辺なんかも含めて、再度私の方からもこの点の改善、内容等について政令、省令の検討に入る際に当たつて決意をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 異常事故といふものをどういふものとして考えるかといふことでございしますが、具体的な基準としては今後よく検討をして決定をいたしたいと思ひますが、考え方としては、こういう異常事故が発生をいたしましたときは、連合会の区域では危険防散機能が働かない、働くことができないと、そういうために共済団体が回復しがたいような事業不足金を生じまして事業の継続ができなくなるおそれがあるといふ、そういう事故を一定の基準でとらえて省令で定めたいと思つておるわけでございします。したがひまして、これは国の責任、そういう場合におきましてはすべて国の責任として処理をするといふことでございしますので、連合会別にこれを決められるかどうかは、私はなかなかむずかしい問題があると思ひます。また、これを一定の基準できちつと決めておきませんと、いろいろまた問題

が起りますので、私たちとしましては、一定の基準に該当するものをきちんと決めるといふことで処理をいたしていきたいといふふうな考えておるところでございします。

○下田京子君 考えてこれから検討するとおつしやつていられるわけですから、これ以上はいとしまして、ただ例として挙げられたのが全く珍しい例だつたもので、私も大変驚いていられるところなので、その辺は実情も踏まえてもう少し効力あるものといふふうな立場から御検討をお願いしたいといふふうに、御要望申し上げておきます。

その施設園芸との絡みなんですね、具体的に事例といふのは、岩手県の矢巾町の不動東部という園芸園地造成がなされた。これは昭和四十五年に第一次減反政策が出されて、その絡みでもって、できるだけ畑作をといふふうな話がこの当地にも持ち込まれました。それが持ち込まれたのは昭和四十六年、第二次構造改善事業といふ形で出されてきたんですが、経過を申しますと、具体的に実施に踏み切つたのは昭和四十八年なんです。その昭和四十八年当初は十戸の農家が参加予定をしていて、ところが、事業認定後において、もうすぐまた八戸の農家が離脱と、新たに三戸が加つて五戸でもって発足していったわけなんです。しかし、途中でまた一戸が脱落といふことで、現在は四戸になつていられるわけです。その経緯等は構造改善局等がよくおつかみのことと思つて、十四棟のハウスをつくつて、その面積は一万二千三百九十四平米、事業費は幾らかといふと一億九千八百八十二万円、うち国庫補助が五千四百九十一万円、ところが、現在どういふ状況かと申しますと、現在は固定負債といふか、こつてもつて一億三千三百一十三万円抱えている、こつていふふうな状況に當つて、今後の経営改善をどうしたいかといふかといふふうなことで、現地の皆さん方とても苦勞しているわけです。四戸の農家が一億三千三百万円からの負債を抱えているわけですから、これはもう農家だけではどう

もできないといふことで、それに相談にあずかつていた、あるいはその事業を推進してきた地元の町当局、農協一体になつて、いま非常に汗だくになつて取り組んでいるわけなんです。そういうふうな御相談を受けて、また経営改善等のためにいろいろと構造改善局等も含めていま手を打たれているといふことは御承知だと思ひますが、念のために確認いたします。いかがですか。

○政府委員(大場敏彦君) 経緯は私も存じております。それで、県と市町村、それから農協等が地元で再建対策にいま腐心されていらつしやいますので、私もどうもできるだけの御援助はしたい、そういうふうに思つております。

○下田京子君 構造改善局等を含めて農林省で承知しているといふふうなことなんです。その御承知の上でいろいろと地元の皆さんと相談されて改善計画を出しになつていられる、その資料を私もいただいたわけですが、その改善計画を見ますと、大変心配な点がたくさんあるわけなんです。特に、二つの面で心配があります。

一つは、こういった種の事業といふのは、何といつても、経営そのものが今後発展するかどうかといふことが一つだと思ひます。その中には技術問題も入ってくるでしょうし、それから販売問題、流通問題も入ってくるでしょうし、いろいろな資材との絡み合い等も入ってくるでしょう。そういう経営問題が一つ大きな問題かと思ひます。それからもう一点は、何といつてもやはり焦げつきの負債、この負債対策が本当に改善といふ計画の名にふさわしいものに推移するかどうかといふうな点であると思ひます。

〔委員長退席、理事山内一朗君着席〕
この点でいいますと、改善計画の資金計画を全体として見ますと、五十三年度から五十七年の五年間で、いろいろとその計算はされていられるんですが、それでもなおかつ四百五十万円からの赤字が出る。また、五十八年になつても四百十六万四千円からのこれまた赤字が出る。もちろんこの赤字といふのは、しかし、一定程度の家族の労賃等は

見込んでいられるわけなんです、その計画に當つて、たとえば資材等の値上がりはないといふことを前提にしておかれたり、それからある一定のものが経営はだんだんと上向くといふことが前提になつていられるわけなんです。これは見てみないと、結果はどうかといふことはいまは言えないわけなんです。ただ、この計画をつくられた、それに参加された農家自身が再度また訴えられている不安は、一つはこの経営が軌道に乗るかどうかといふふうな問題と、同時に、何よりも焦げつきの負債整理がうまくいくかどうかといふ心配なんです。

それで、特にその負債整理のことについては、これは農林省も相談にあつたところだと思ひますけれども、全体の五〇%については五カ年計画でもって三・五%の稲作転換資金を充当する、それから残り三〇%については五年間の無利子措置をする、ところが残りの二〇%については五カ年間で自己資本の造成といふふうなことが入ってくるわけなんです。となると、いまださへ借金を抱えています。しかも、いま申しましたように、今後の計画の中でも赤字が出てくるという状況の中で、どういふふうにしてその自己資本の造成をしていくのかといふことになれば、現在持っている資産の切り売りでもしなければやっつけにけなくなるんじゃないか、こつていふふうな訴えられているわけなんです。ただでさえ、いまだに残つた四人の御家族の方なんです、若いお母さんと御主人と、それこそもう本当に胸詰まらせて、声詰まらせて訴えられておられます、もう朝は起きるのが三時、四時だそうなんです。夜寝るのが十一時ごろという暮らしを五年間続けた。家族の中での断絶もいふところでおしやうとさん方とのいらないごこちも絶えない、子供の教育もままならない、大変な実態を訴えておられました。

そこで、具体的なんですけれども、その改善に當つて、これは大臣と構造改善局と双方に一括してお願ひしたい点なんです、これは当然国だけの責任ではないと思ひます。しかし、いまの厳

しい農業事情の中で、第二次構造改善事業ということで実施してきた経過もございます。そして、岩手県だけでも第二次構造改善事業の実施状況全体から見ると、たとえば前沢町ですね、あるいはそのほかずうとありまして、この矢中等含めて五地域で、養蚕団地あるいは畜産団地も含めて、それぞれ事業費全体は八千万、それから二億あるいはこの矢中のような一億というふうなところも含めて、国庫補助がそれぞれ九千万なりあるいは四千万なりと、こう相当つき込んでいますね。ですから、今後の全国的なこの事業が進展していくというふうなことを考えるに当たっても、これらのいま不振に悩んでいるところに当たって不振の主な原因を調査すると同時に、それを教訓としてぜひ改善に役立てていただきたい。

その具体的なこととしては、先ほどから申し上げておりますが、経営指導改善等に当たっては今後とも矢中の問題も含めて具体的に相談にあずかっていっていただけるかどうかという点が一点と、二点目は、固定のこの焦げつき負債整理について、具体的な例でございまして、畜産経営改善資金というふうなことで畜産団地等についてはその道もあるわけですので、そういった形で今後検討をいただけるかどうかということ、この二点、大臣並びに担当当局にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(大場敏彦君) 御指摘の地区は、たまたま不幸に、ちょうど事業実施したときが四十八年でありまして、オイルショックの影響を受けていろいろ事業費も増高したし、あるいは燃料費とか、そういった経費が重なるというふうな不幸な面に実はあるわけでございます。他方、やっぱり経営技術がどうも熟練していなかったという点もあろうかと思えます。そういうことで、残念ながら経営不振に陥っているということでございしますが、私どもとしては、いま御指摘のありましたように、経営問題、これはいろいろ地元でも技術の問題とか、指導の問題とか、具体的な対策

をお立てになつていらつしやいますから、御相談にいつでも応ずる体制であります。

それからもう一つは、やはり負債がかなり累積している、経営の圧迫要因になっている、それはそのとおりでありますので、それもプロパー資金の利下げ等を地元で計画されておりますし、私どもいろいろその他の制度資金等につきまして、これはまあ私だけの局ではいきませんから、関係の局とも相談して、できるだけの御援助はしたいと思っております。

○国務大臣(中川一郎君) いま構造改善局長からお話があったようないきさつであり、現状のようでございます。構造改善局長を中心にして関係局とも連絡をとり得るだけのことをいたしたい、こう思っております。

○川村清一君 畑作共済がいよいよ本格的に実施される段階を迎えましたことは、本当に結構なことだと思っております。特に畑作の主産地でありまして北海道出身の私といたしましては、今日までこの実現を目指してずいぶん議論をしてまいりてきておりますので、今度それが本格的に実施されることになりましたことにつきましては、本当に喜んでおるわけでございます。今日までいろいろ努力されてまいりまして、そして決断された行政当局に對しましては、敬意を表する次第でございます。しかし、これをミクロ的に見るとまだまだ問題がありますので、今後さらに改善を目指して努力されたいという気持ちの上から、基本的な問題について数点質問をしたいと思ひます。

第一は、この畑作共済の事業の実施の地域と対象作物についてお尋ねしたいんです。今度の実施によつて、バレイショ、てん菜、サトウキビ、大豆、小豆、インゲンの六作物が対象作物になったわけでありまして、したがって、この段階では事業実施地域というものは北海道と沖縄、それから鹿児島県の奄美のこの地域が主体となって実施されると、こういうことになっております。で、北海道としては、先ほど申し上げましたように、ありがたいことだと思っております。しかし、今度の

法改正によつて、他府県には余りメリットがないこれは法改正であります。

(理事山内一郎君退席、委員長着席)
せっかくの畑作共済が全国の畑作農家に対して余りメリットがない、恩恵がないということは、全国の農民のものにはなつておらない、特に、農林行政の最大の課題であります稲作転換政策の上からも問題があるのではないかと、私はさように理解しておるわけでありまして、この点はいささか遺憾なことでもあります。

したがって、現在調査が進んでおる作物、ただいまもお話がありましたし、今日まで各委員からいろいろ御指摘があったわけでありまして、露地野菜であるかと、茶であるとか、ホップ、そしてたばこ、それからイグサ、こういう作物については調査が相当進んでおるといふことも承知しておるわけでございますから、できるだけ早急に共済対象に取り上げるべきである、かように考えております。今回取り上げられなかった理由は何か。

ある作物については当然取り上げてほしいか、ある作物はもう進んでおる、こういうふうな理解しておるものですか、あるいはもう局長の御答弁等によれば、相当前向きな御答弁をされておりますが、いま申し上げましたこういうような作物についてはいつから実施されるのか、これが実施されることによつて、先ほどもお話にありました福島県であるとか、あるいは山形県であるとか、あるいは長野県であるとか、あるいは静岡県であるとか、あるいは鹿児島県であるとかといった地域の特産畑作をやつていらつしやる、そういう地域農民にも大きな利益を与えることになると思ひますので、できるだけ早くやつてくれという、そういう要望の上に立つて質問いたしましたので、簡単にうございします。余り長々言わないで、その考えだけはつきりお聞かせいただきたいと存じます。

○国務大臣(中川一郎君) 御指摘のように、今回は試験実施をいたしましたバレイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、それと鹿児島、沖縄のサトウキビ、こういうことで、地域的にも確かに北海道と鹿児島、沖縄だけではありません。かなり関係する県も多々ございまして、地域の限られていないことにも問題もあらうと思ひます。今回は、準備の整いましたものを取り急ぎ早くということでもありましたので、踏み切つたわけでございますが、今後準備の整い次第、他の御指摘のありましたお茶とか、たばこ、イグサ、ホップというふうなものについては準備を進めて保険設計ができるかどうか、仕組みましても後で問題を起こしては大変でございますから、なるべく早く調査を進めまして、準備を整え取り組んでいくようにこれまた最善の努力をしたい、こう思つておるところでございます。

○川村清一君 ぜひ大臣が言われた最善のひとつ努力を進めていただきたいということを、重ねて要望いたします。

次に、まだ調査対象作物として取り上げられておらない物を言えば飼料作物、これなんかは、大臣御承知のように、稲作転換上から重要な作物、この飼料作物、あるいはソバであるとか果菜類、なたね、こういうような作物についても早急に調査を進めて、そして共済に上げるべきでないか、こう考えます。これに対する御見解を伺いたい。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘の飼料作物でありますとか、ソバ、なたね、落花生、カンショ等につきましては、五十三年度から調査に着手することになっております。

○川村清一君 五十三年度から調査というところで、ここからならざるからそれですから、そればかりです。

果菜が一つ抜けておりましたが、果菜類についてはどういうお考えを持っておりますか。

○政府委員(今村宣夫君) それも含めて実施をいたしたいと思ひます。

○川村清一君 ぜひお願いします。

次に、畑作共済を実施する上において重要な基本的な問題ですが、まず共済金額の設定について

お尋ねします。これにつきましては、各党の同僚委員がいろいろと質問されておりました。しかし、どうも大臣も局長もこれに対する御答弁は齒切れが悪い。あるところまでいいが、最後のところがはつきりしておらない。そこで今度取り上げられましたバレイシヨ、てん菜、サトウキビ、大豆、この作物につきましては、御案内のように、バレイシヨは農安法でん菜、サトウキビは糖価安定法あるいは甘味資源特別措置法、大豆は不足払い制度、こういったような制度に守られているわけでありまして、この価格算定方式というものは法律の上には載っているわけでありまして、パリティ方式でやられている。

ところが、この法律の趣旨は、これまた大臣も御承知のように、再生産を補償できる価格、再生産可能な価格、これを決めるというのが法律の趣旨であります。ところがどういふわけか知らぬが、法律から出てきたところの価格にプラスアルファ、いわゆる奨励金、こういうものを加えて農林省は告示されておる、これに對しましては私もこの委員会において毎年毎年それはいかぬ、当然奨励金を加えることによってその作物の再生産が可能になるのだから、法律の趣旨から言ったらその奨励金を加えた価格がそのものの価格でなければならぬ、いわゆる農家の手取り価格そのものが価格でなければならぬということを主張し続けて今日に至っておるんであります。てん菜、サトウキビの価格等においても、いまなおこの奨励金制度というものをとっておるのだが、そこで当然奨励金を入れた価格、いわゆる農家の手取り価格、この価格を保障共済金額として設定すべきであるということを各委員が言われておるんであるが、はつきりそうしきり言っておられぬ。齒切れが悪い。そこでこれははつきりそうしきり言っておくことを、大臣に齒切れよくお答えいただきたい。

○国務大臣(中川一郎君) 確かに、この奨励金というもので価格政策を補完し、特に昨年から、これはもう価格そのものであるという仕組みで計算

をいたします場合も、価格にパリティを掛けるのではなくて、奨励金を乗つけたものにパリティを掛ける等、価格そのものの扱いもいたしておりまして、齒切れは悪いわけではありませんが、農林省としてはそういう方向で今度の算定基準にも奨励金を含めたいと思つてやっておりますが、まだ財政当局との話し合いの詰めも残っておりますので、農林省としては御趣旨に沿つて最善を尽くしたい、こう申し上げて御理解をいただきたいと存じます。必ずやりたいと、こう思つております。

○川村清一君 その大臣の御答弁を聞いて私も満足しておるわけでありまして、これが実現されないとおかしなことになりますから。これは大臣も御承知のように、もうことし九月になりますと、要するにバレイシヨ価格あるいは大豆の不足払いの、北海道からたくさん農民の代表があつてまいります。十月になると、てん菜あるいはサトウキビの価格をこうしてもらいたいということ、要求の代表団が多数上京してまいります。これは例年の例であります。そこでそのときには、ことしはそんなことにならないように、奨励金などというものを加えないで、価格すばりそのもので出されるように強く要望しておきますから、またことしもしそんなことになりまして、大臣がここで言つておることと意味が違ふぞということになりますので、しかとひとつ大臣、いまから決意をしておいていただきたいということを御要望申し上げます。

次に、法律に守られておらない、いわゆる行政価格でない小豆、インゲン、これらの共済金額というものはどういふふうな設定されるのですか。○政府委員(今村重夫君) 自由価格の農産物の価格は、御存じのとおり、需給事情によつて変動をいたします。しかし、農家の作付がそういう価格変動に對して調整されるということがございまして、私たちがいろいろ検討いたしました格、ある程度の期間をとれば、その平均値はほぼ安定的な数値なり、あるいは安定的な傾向を示すとい

うことが見られるわけです。また、これらの作物の粗収益に對します生産費の割合について見ましても、これもある程度の期間をとれば、その平均値は大体同様にほぼ安定的な数値を示しておるわけでございます。

そこで、収穫共済におきましては、全損の場合にはほぼ生産費を補償することを旨といたしまして損害補てん水準を定めておりますが、先ほど申し上げましたような価格あるいは生産費率の実態に照らしまして、特に基準価格を定めることなく、過去の実勢価格の平均値を用いることによりまして適切な損害補てんが可能でございますので、本格実施におきましても、ある程度の期間の平均値を求める方法によつて、単位当たり共済金額を定めることとしたいというふうな考へております。

○川村清一君 その方式でやつていって、私が危惧している点を申し上げて、そういうことには絶対ならないかということをごて御答弁願ひたい。と申しますのは、これも前にどなたか御質問されておりましたが、小豆に例をとります。これは言うまでもなく投機作物でありますから、その年の相場によつてぐつと下がることもあるし、またうんと上がることもあるわけでありまして、上がるとはさておいて、これは頭切りとか、それから足切りとか、いろいろあるようですが、上がったときは別として、下がりました生産費も償ふことのできないような価格に下がった、こういうこともあり得るわけでありまして、そこで、それはそれとして、私の危惧することは、どういふことをやつても、その農家の生産費だけは絶対に補償されるという価格、つまり行政価格と同じように、生産費は補償される価格が共済金額として設定されることになるかどうかという、ここだけ一言お答えいただければいいわけです。

らないということになるように、その保険の実施をせひ考えていただきたい。これはむずかしいことだと思ひますからね。下がつてはこれは大変ですから、この点だけ強く要望しておきます。

次に、大事な問題として基準収穫の問題ですが、基準収穫をどういふふうにして設定するか。最高と最低を切る、こういうふうなお話をされておつたように記憶しておりますが、私が聞きたいことは、北海道なんかは三年に一度、四年に一度必ず冷害があります。そうすると、私どもは調査に参るわけですが、そうしますと、農家から言われることは、共済が決定しておる基準収穫のとり方がきわめて低いということなんです。農家は、普通はもつととれておるのだ。ところが、共済のこのとつた基準収穫というものは普通作よりも低い。こういうことで苦情をすいぶん聞くわけでありまして、農家の言うところの普通作という収量を下回らないかということがはつきり言えるのかどうか。これは大事なことです。いろいろなあるだろうけれども、絶対その基準収穫のとり方は農家の普通作——これは何年とるとか、それはいいんです。そんなことは聞かなくてもいいのだ。上だの下だのはいから、とにかく農家が言う普通作というものを絶対下回らない、農家から苦情が出ないようなそういう収穫量を決めてもらいたいというのが、これは私の要望なんです。いかがですか。

○政府委員(今村重夫君) 結論的にお答えいたします。ただいまお話のありました普通作ということを決めていきたいと思ひます。意識的に私たちはこれを詰めてどういふことを考へておりません。具体的には、大体水稲におきましてワシグマ方式によりまして修正を行いますと、いわゆる災害年に当たる年は大体これから落ちていくわけでございます。一方、わりあい豊作だと言われる年は、そのワシグマの上の方の線の中に大体おさまつております。そういうことから見ますと、いわゆる災害年の収穫を除いて通常年の収穫量を用いて設定するのと大体同じような結果に

なつてまいりますから、御趣旨のようなことで私たちは処理をいたしたいと思っております。

○川村清一君 これも冷害、災害になったら大変なことですが、仮に最悪の例で、そんなことがあつたら大変でございますが、もしことしそういうことになったとした場合において、いま局長も言われたように、基準のとり方が非常に低いというやうな苦情が農家から出ないようになつておつて、いただきますというのを、これは重ねて要望申し上げます。

次に、掛金率の問題と損害評価の問題、これも各委員から御質問があつたわけであり、掛金率は適正なものでなければならぬ。ところが、掛金率の余り低ければ保険金額が少なくなる。保険金額を大きくすれば、災害があつたときに農家はいいけれども、そのかわり掛金率は高くなる、こういうふうな御答弁がなされるわけで、大臣もこういうふうなことをおっしゃつておつたが、そこに、普通の生命保険だとか火災保険と違つてこの農業の共済があるわけであつて、国庫負担というものがあるわけだ。国庫負担は、これは法律で縛られないわけですね。これは国の予算さえあればできるわけだから、国の予算をふやすことによつて掛金率は下げることができるわけだ。掛金率が低いとはいふことは、これは農家にとつては言うまでもない。

そうかといつて、そんなたことではなないけれども、適当な掛金率、これをぜひ決めてもらいたいといふことと、今度は損害評価、これは水稻の場合は坪刈りといったやうなもので損害評価をしますが、この畑作物につきましては、どういふやうな方法によつて損害評価をなされるのか、この点ひとつ明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 畑作物共済では、申すまでもなく、自然災害を共済事故としておりますから、共済掛金率を適正かつ安定的なものとするために、原則として過去二十年の被害率を基礎として共済掛金率を算定することになつております。

す。この場合、同一都道府県の中におきましても、地域によりまして被害発生の様相が異なりますから、その危険の程度による地域区分を都道府県知事にお願ひをしまして、その地域区分ごとに被害の実態をよりよく反映するやうな、そういう共済掛金率を算定するつもりでございます。過去の特定の年次における被害率が高かつたからといって、これを料率算定の基礎から除外をいたしますと、今後におきます支払い見込み額と共済の掛金率が一致しないといふやうなことになるので、保険におきますいわゆる収支相当の原則といふやうな観点に立つてやつぱり処理する必要があるかと思ひます。しかし、栽培技術の進歩等によりまして被害の発生態様が変化をし、今後における見込み被害率と過去のそれとが異なるというやうな場合が見られましたならば、それらの被害率を除外するとか、もしくは修正して適正な共済掛金率を算定する必要があるといふやうに考えておる次第でございます。

また、畑作物共済の損害評価でございますが、これは一つは、加工用バレイショあるいはサトウキビ、てん菜につきましては、これは全部工場出荷するわけでございますので、工場出荷資料によつて把握ができると思つております。現地調査は、主として共済事故の確認のために行うといふことをいたしたいと思ひます。食用バレイショ、大豆、小豆、インゲンにつきましては、共同出荷体制が整つておる地域におきましては、生産量を出荷資料によつて把握することがありますので、現地調査は主として共済事故の確認のために行う。共同出荷体制が整つてない地域におきましては、やはり検見調査を行ひまして、必要に応じて実地調査を繰り込んで生産量を把握する必要があるかと思つております。

○川村清一君 損害評価につきましては、いまおつしやつたやうなやうな方法や方法をさらに厳格にされて、そして本格的な損害調査をしていただきます、評価をしていただきますといふことを要望します。

それから掛金率、局長のおつしやつておることは、それは先ほども申し上げましたが、生命保険や火災保険の保険設計から言へば、収支の均衡といふことで、それは原則であることは理解できるわけですね。だから火災保険等について言へば、火災の頻度の多い地域、いわゆる危険の発生が多い地域の掛金率はこれは当然高くなるわけですね。その論理で来ますといふと、いわゆる災害の多い地域、たとえば先ほど申し上げましたやうに、三年に一度、四年に一度冷害に見舞われるやうな北海道の掛金率はうんと高くなる。また、北海道といひましても非常に広いわけだから、道南の比較的暖かい地域とそれから北見の方の寒くて冷害が多発する地域と、この地域を比べると、同じ北海道でも掛金率の違いが出てくるわけでしょう。その議論から言つて、高いところと安いところが出てくるわけですね。

そこで、若干の違いがあることはこれは私も理解できますが、どういふやうな計算でなされるか。これはわからないことを前提にして申し上げておるんだから恐縮だけれども、掛金率設定についてはできるだけ低いのにしたことはないわけだから、低くされる。低くされたら収支の均衡がとれないから保険できないじゃないか、こういう理屈になつてくるわけだ。

そこで、私の言うのは、国庫負担といふものがあるじゃないか。国庫負担は何にしなければならぬといふ、そういう拘束はないはずだ。中川農林大臣のその腕前によつて大蔵省から金をうんと取つてくれば、それによつて農民の方の掛金率は低くなるわけだから、こういうことを私は申し上げておる。幾らにせよといふことを言つておるんじゃないですよ。できるだけ適正な、そうして農民が困らないやうな、そして災害があつたときには助けてもらえるやうな、虫のいいやうな話ですが、私は、農民の立場から言へばそういうことにならなければならぬ。そういうことで努力してもらいたいといふことを申し上げておる。大臣、

いかがですか、これは。

○国務大臣(中川一郎君) そういうことがありましたから、主食と同じ米並みの六割をとることができたといふことで、そういう主張がなければ恐らく半並みの半分とか、かなり厳しいものだったんです。そこで、大蔵省にいま言ったやうなことを言つて、全く川村先生と同じやうな演説を大蔵省でした結果六割になった、こういうことでございまして、今後もさらにやつてみてできるだけ努力はしたいと思ひますが、川村委員の言うことはよくわかりましたし、これからは努力してまいります。

○川村清一君 畑作物共済につきましては、私がいまお尋ねしたことが最も基本的な問題だと思ひまして、数点お尋ねしました。ひとつ大臣、私の申し上げたことをしっかりと胸に押さえて、そしてこういうやうな共済の実施をされますことを、強く御要請申し上げます。

次に、余りほかの委員の方々から触れられておらなかった家畜共済について若干お尋ねいたします。

まず第一にお尋ねいたしますことは、掛金の国庫負担割合についてです。大臣御承知かどうかかわかりませんが、牛については二分の一、五〇%、馬については五分の二の四〇%、種豚については五分の二の四〇%、肉豚は死亡の場合のみ三分の一、国庫負担であります。牛に比べて馬と豚はきわめて低い。これはどういふわけか。当然、農家にとつては、飼つておる家畜は、馬も牛も豚もこれは同じものですから、せめて牛並みに全部上げるべきではないかといふのが私の主張ですが、どうですか、これ。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のやうに、牛と馬と豚とは、それぞれ国庫負担の割合が違つております。五十一年度の制度改正におきまして、それぞれ乳牛、肉牛あるいは種豚につきましては、これは新たに引き上げを行い、また肉豚につきましては、五十一年度改正から三分の一の国庫負担を行うやうになつたわけでございます。

なぜそういう差を設けたのかということですが、恐らくこれは乳牛、肉牛を二分の一に上げるのに非常な苦勞をしたのではないかと、ことが考えられるわけでございます。したがって、その重点のところに力を注ぎました関係上、ついでに馬が据え置きというふうになったのではないかと、いふに考えております。

○川村清一君 どうも牛ばかりうまくやっていると、いふわけではないんで、私の言うことは、どうしても馬や豚を牛よりも軽く見ておるといふことに問題がある。農家にとって、牛を飼つておる農家、それは酪農をやつておる農家、肉牛を飼つておる農家、これは本当に宝ですから大事にする。そうして、もし事故があつた場合には、掛金については国が半分負担してくれる。しかし、牛を上げるために馬や豚は据え置きになったということでは、これは理解できないわけですが、やはり馬を飼つておる農家もあれば、豚を飼つておる農家もある。これはその農家にすれば、牛と同じように大事な家畜でしよう。馬と豚も牛並みにするのが当然だと私は思ふんですが、もう一回こゝをばつきりお答えください。いまの局長の答弁じやわからぬ。

○國務大臣(中川一郎君) 牛と馬と豚の重要性の議論でございますが、われわれも農林省直接ではありませぬ、関係してまいりましたが、やはり酪農の振興というのが非常に強く農民の間にあつたということ、そういった政策的なものもあつて、横並びからかなり前進した形になっております。ただ、豚も大事だということで、種豚も三分の一から五分の二、普通の肉豚も三分の一ということとで昨年改正をして、昨年からは実施しておるところでございます。そういう政策的なこともあつて、豚や馬を犠牲にして牛がよくなったということもあらうと思ひますが、先ほど局長の答弁、やはり農政上酪農の振興ということがあつたのかと存じます。

そこで、今後またしばらくこれをやつてみまして、将来の検討課題として研究をさせていただきます。

きたい。去年お願いしたばかりであり、ことしました畑作共済で相当無理をお願いしていますので、もう少し時間をかけていただいて研究してみたいと存じます。

○川村清一君 その点私は非常に不合理だと思ひますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。次にお尋ねしたいのは、共済対象になる家畜の種類は、いま言いましたように、牛、馬、豚でございますけれども、今度はその牛、豚、馬がいづれ共済の対象になるかということなんです。これは大臣、牛と種豚は生まれてから五カ月を経過したもの、六カ月目から共済の対象になるわけですが、馬は、明け二歳以上になつて共済の対象になる。肉豚の方は、生まれてから五十日以上の日数を経過してから共済の対象になる。ここに問題がある。

たとえば馬に例をとれば、私は、ちょっと恐縮ですが北海道の日高出身でございますので、日本一の軽種馬、競走馬の生産地に住んでおる、こういう点から軽種馬に例をとりますが、明け二歳という年は、これは馬市に出る年なんです。私は、獣医師さんの話を聞いたんですが、獣医師の話によれば、競争馬の疾病の大半は生後三カ月以内に発病すると、こう言ふんです。もう明け二歳以降になると、これは馬市に出ても買われていって、今度は競馬に出る調教を受ける年で、けがはすることはあつても病氣はそうないわけですね。

そこで、この辺がやはり矛盾がある。家畜共済の実施というものが実情に沿わないと私は考へる。この辺を、やはり検討してもらわなければならぬと思ふんです。いわゆる家畜が一番病氣をするその年なりその時期が共済の対象にならないというんじや、共済のありがたみがないわけですよ。これは検討してもらわなければならぬ。いかがですか。

○國務大臣(中川一郎君) この点も経過的なこととがあるようでございます。もとは胎児だとか生後六カ月未満の子馬、当歳馬と言つておりますが、そういうものを対象にした生産共済というのを

やつておつたようですが、加入者が非常に少ない、共済制度として成り立たないというふうなききから、満一年たった、北海道で言う明け二歳というものを対象といたしておりますが、日高、胆振の川村先生の選挙区におきましては、運用で五カ月目から加入できるという仕組みもやつておるようでございますので、そういった運用において実態に合うように努力をしてみたい、こう思ふわけでございます。

○川村清一君 いま私が申し上げたようなことと、もう一つは、こゝまでやつてくれとはなかなかむずかしいことだと思ふんですが、競走馬の場合、繁殖牝馬が妊娠しておる、おなかの中に子が入つておると、これが大事な宝なんです。ところが、不幸にして病氣のために流産と。流産なんかしますとそれが大きな損害になるわけですが、そのはらみ馬、おなかに入つておるその馬、できればこういうものを何とか共済の対象にならないか検討をしてみたいというところ、いま大臣が検討されると言ひました以前にあつたやつですね、生産共済、これがぜひ行われるようにさらに検討をしてみたいということとをこゝで申し上げたいんですが、いかがですか。

○國務大臣(中川一郎君) その点につきましては御指摘がございまして、去年、おとしあたりから調査をいたしておるようでございます。また一方、共済団体においても、制度の仕組み等について勉強中のごさいますので、できるだけ前向きにひとつ成案を得るよう努力してみたいと思つております。

○川村清一君 いろいろ団体で相互援助のその目的から、そういう仕組みもつくつてやつておるところがありますが、ぜひ国としても検討をされて、そして共済制度にきちと乗せていただくように、今後とも努力を続けていただきたいことを御要請いたしておきます。

それから、電電公社の計画局長さんにお尋ねしたいんですが、これは御承知だと思ふんですが、わが北海道は非常に土地の広いところでございま

して、したがひまして、戦後多数の入植者を抱えたわけですが、現在なお開拓地があるわけでありまして、開拓地は、水田はもちろんできませんし、畑作もなかなか困難でございますので、酪農を主体にして経営をやつておるわけですが、ところが、ちよつとこれは府県の方では想像もつかない山奥を戦後、たとえば私の方の地帯でいへば、農林省の種馬牧場であるとか、あるいは御料牧場であるとか、そういうところを解放しまして、そこへたくさん入つております。そこで酪農をやつております。

したがつて、大事な財産である牛が病氣になるということがたびたびある。早速獣医師さんに来ていただいて診療をしてもらわなければならぬ、こういう地帯があるわけでございますが、何せ獣医師に連絡する方法がないわけですが、山奥であつて電話がないんです。そこで、そういう事態が発生したときに、その酪農家の方は夜中オートバイに乗つて下へ下がつてきて、電話のある家まで来て、そこから獣医師さんに連絡して獣医師さんに来てもらつて、そして牛の診療を受けておるといふ実態にあるわけですが。

そこで、こういう開拓地あたりの農家では、何をさておいても、何とか電話をつけていただきたいということ、これが最大の願ひになつておるわけですが、これにつきましましては、私もたびたび御要請申し上げておるわけですが、公社の方もいろいろ改善をされて、いままではその局から五キロ以内を普通加入区域にする。今度はそれをさらに二キロ延ばして、七キロ以内を普通加入区域に拡大されるという処置をとられておることは理解し非常に感謝しているわけですが、七キロも線を引いても、これでカバーされないところがあるわけですが、北海道にはまだ相当あるわけですよ。

そこで、私はぜひこういうところに電話をつけてもらいたい。それはつけられるんですよ、特別加入にすると。しかし、五十万も七十万も金がかければつくけれども、ああいふ山奥の開拓地の農

家が、電話をつけるために五十万以上の金なんというものを負担できる力がないわけですから、そういう地域を何とか普通加入区域にしてくれというのが彼らの悲願なんです。農家の願いなんです。何とかこれはできないものでか。たまたまこの家畜共済をここで審議しますので、この機会にひとつ公社の方に私はお願いしたいと思つて来ていただいたわけですから、ぜひ善処をされたいんですが、いかがですか。公社の立場をここで述べていただきたい。

○説明員(福富礼治郎君) お答えいたします。

先生のおっしゃいましたとおり、加入区域といふのは、昔は非常に小さいものでございまして、電話局あるいは郵便局を中心としたしまして、一キロ、二キロというのが大半でございまして、五次の五カ年計画によりまして、ちょうど昨年で終わったわけでございまして、五キロまでようやく拡大したわけでございまして、ようやく五キロまで拡大したわけでございまして、これから五十三年度から始まる五カ年計画におきまして、この期間中に電話局から七キロまで拡大していこうというふうに考えているわけでございまして、それでも先生のおっしゃいましたように、まだ加入区域に入らない世帯というのが全国的に見ますと三つと三十万世帯ぐらい、正確ではございませんが、そのくらいあると考えると、おっしゃいましたように、北海道等は比較的多いと考えられております。しかし、一方、地域集団電話というののございまして、これはそういう地域も含めまして、かつて電話のつかない農山漁村等におきます救済策といたしまして、ある種の集団で加入いただく多数の共同電話というのをつけたわけでございまして、これは、かなり広い地域につきまして、特に北海道等は非常に多くの方がこの地域集団電話に加入されているわけでございまして、ところが、電話の重要度というのが年々高まりまして、多数の共同でございまして、かける時期というのが時間帯が一致いたしますので、非常に不便だということ

の声を多くございまして、ぜひ一般の電話にしてほしいという要望が強うございまして。そういうことで、これから始まる六次の期間中に、ぜひこの集団でつきました地域集団電話というのを個所々るみで一般化を進めていき、この六次中には全部一般化したしたいと、こう考えているわけでございまして。

その一般化を行うに当たりまして、七キロ以上であります地域も入っていることでございまして、このような場合には弾力的に取り扱うというようなことをいたしますと、北海道におきましても、それでもなお加入区域に入らない世帯というものが、ほぼ全国並みになろうかと思っております。それで、なお入らない世帯三十万世帯のうち、それでも普通加入区域に入らないで線路の負担金をいたたかなければならないものというものが、ざつと一割ぐらい残る予定でございまして。正確な調査をしたわけではございませんので、正確な値ではございませんが、ざつと一割ぐらい残るかと思ひます。

それで、それにつきまして、今後その費用の負担のあり方について、いろいろ関係省庁の指導を受けつつやっておりますが、電信電話諮問委員会というふうなものにその点の負担のあり方等について答申をいただいたわけで、国及び地方自治体が、やはり離島だとかいうような僻地についての進められてる政策の一環として、地方住民、地域住民に相当程度の補助を行うのが適当ではないかというふうな答申もいただいている次第でございまして。しかし、公社といたしまして、そういうところにおきましても、全然電話のない無電話集落というふうなものも全くなくなるように、この六次中に少なくとも公衆電話だけは公社の力でつけたたい、こういうふうな考えている次第でございまして。

○川村清一君 局長、これは御存じのように、私も何年か前に通信委員長なんかやらせていただいたので、その辺のことは勉強させていただいたもので、その辺のことは知っているわけですが、まあ地集の制度もあり

まして知っているんですが、公社の方としては、制度は残つておられるけれども、地集をやめて一般加入区域にしようとして、そういう方向で進んでいるわけですから、これから地集をやつてくれと言つたつてそれはやつてもらえないので、いま言った公衆電話をつけます、それはありがたい、ないよりはあった方がいいんですから結構ですが、私の言うのは、それは大変な負担だと思いますけれども、七キロ以上を超えて、いわゆるカパーできないというところは、北海道でもそんなに多くはないのですから、公社の財政負担も大きいと思ひますが、さらに検討していただきたいと思ひますので、そういう実態などということだけぜひ認識してください。実態をぜひ認識してください、こういう実態にあるということをお願ひします。きょうはもう結構です。

畜産局長は、端的に言つて軽種馬産業というものを畜産行政の中でどう位置づけられておるか。戦後の農林省の畜産行政というものは、言うまでもなく、肉とそれから乳と卵、この生産、したがって、それを生むところの牛と豚と鶏、これを主体とした畜産行政が行われてきた。そこで、戦前は馬であつたのだが、もう戦後は、いわゆる軍隊で使う馬はもうなくなつたし、それから農耕馬も少なくなつたというところで、馬行政というものが全然畜産行政から外れてしまつたと私は理解しておるのですが、そこで、先ほど申し上げました私の地域にすれば、この軽種馬の生産というものは重要な経済的な支柱をなす産業なんです。そこで、この競争馬生産というものを畜産行政ではよけいなものと、そんなものはやめてしまふというふうな見解なのか、やはりこれは農家であるというところで、いわゆる農業として位置づけたいらうのか、この点をひとつ明快に、簡単にいいですからお答えいただきたい。

○政府委員(杉山克己君) 馬の畜産における地位というのは、先生御指摘のように、戦前と今日では大きく変わつてまいっております。ただ、競馬あるいは乗馬というものが、国民の健全な娯楽としてその位置づけが定着してまいつております。それに対する優良な軽種馬を供給するという産業は、これはきわめて重要なやはり農業の一環であるというふうな考えております。

地域的に見まして、軽種馬の生産は非常に特殊な状況にありまして、全体の約八〇％は北海道で生産されております。特に日高地方がその中心でございまして、全国生産の七〇％程度が日高地方で生産され、その地域の産業として経済の発展に大きく貢献いたしております。

最近の状況を見ますと、全国で軽種馬の生産農家は約三千戸、一戸当たりの平均飼養規模は五・七頭、きわめて小さいわけでございまして。その生産された軽種馬が、生産過剰というふうなことから価格が低迷いたしております。そういう状況のもとで、国としてもこれに対する適切な対策をとるべきではないかというふうなことで、中央競馬会なり地方競馬全国協会、そういうところともいろいろ相談いたしまして、安定的生産を図るというふうなことで、五十二年度は生産調整を実施することとしたわけでございまして。

この結果、約千頭の繁殖雌馬の淘汰が、これは生産農家の御協力がありまして実施し得たところとございまして。そういうふうな生産調整というふうなことを指導いたしたり、それから輸入馬についての出走制限、輸入規制というふうな形で国産馬の保護を行う、さらに直接一般会計でもつてたぐさんの助成を行うというふうなことでございまして。しかし、一般的な品種の改良の問題でありますとか、試験研究でありますとか、あるいは人工授精、そのほか家畜保健衛生所の仕事を通じて一般的な軽種馬に対する対策、特に医療とか保健といった点での対策、あるいは獣医師の確保といったようなことに、一般的な畜産行政の措置の中で軽種馬に対する対策もそれなりに講じているつもりでございまして。

○川村清一君 大臣に、お尋ねしますが、昭和五十三年度国の予算の歳入の中に、日本中央競馬会

すべきものと決定いたしました。

坂倉君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂倉君。

○坂倉藤吾君 私は、ただいま可決されました農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、最近の厳しい農業情勢に対処し、農業の経営の安定と健全な発展に資するよう、本制度の一層の整備充実を努めることとし、今回本格実施に移行する畑作物共済及び園芸施設共済についても実効ある運用を図るため、次の事項を十分に検討し、その実現を期すべきである。

一、畑作物共済については、可及的に事業実施地域及び対象作物の範囲の拡大を図り、当面露地野菜、茶、ホップ、たばこ、イ草等を実情に即して追加するとともに、共済目的の種類の細分化を合理的に行うこと。

なお、調査対象作物に飼料作物、そば、果菜類、なたね等の転作裏作奨励作物をすみやかに加えること。

二、畑作物共済の実施にあたっては、地域の実情に適應した推進を図ることとし、農家手取り価額を勘案した単位当たり共済金額の最高額の設定、普通作の収穫量を用いた基準収穫量の設定、適正な掛金率の設定、的確な損害評価方法を確立すること。

三、園芸施設共済については、異常事故の適用基準を明確にし、特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物について共済価額・共済金額の設定及び損害評価方法につき、その適正化に配慮するとともに、共済掛金の国庫負担限度額を大幅に引き上げること。

四、農作物共済の補償内容を充実するため、農家単位引受方式の推進を図るほか、足切り水

準の引き下げまたは比例でん補方式の導入、水稲損害防止給付の充実につき検討すること。

五、家畜共済については、馬、豚に係る掛金国庫負担割合の改善、生産共済の制度化を検討するとともに、家畜診療所の整備対策を促進し、さらに実情に即した診療点数の改定、獣医師の待遇改善を期すること。

また、産業動物の診療について、開業獣医師との連携協力を進め、地域診療体制の整備を図るよう指導すること。

六、蚕繭共済については、春蚕繭に小蚕期制の早期適用を期するとともに、最近の被害率の低下傾向を考慮し、その補償内容の改善を検討すること。

七、果樹共済については、本格実施移行後の事業実績の推移にかんがみ、加入の積極的促進、運営の改善に努めるとともに、制度の抜本的見直しを行うよう考慮すること。

八、農業共済団体の事務費の国庫負担金については、共済職員、共済連絡員、損害評価員等の待遇改善を図ること。

また、共済事業の推進・普及の特殊性を踏まえ、業務の複雑化に対処した共済職員の確保、資質の向上に資するため、職員の研修・養成を一段と強化すること。

九、農業共済組合の広域合併については、今後ともその推進に努めること。

以上でございします。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（鈴木省吾君） ただいま坂倉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（鈴木省吾君） 全会一致と認めます。

よって、坂倉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、中川農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林大臣。

○国務大臣（中川一郎君） ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしましたので、十分検討の上、善処をするよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長（鈴木省吾君） なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鈴木省吾君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和五十三年六月五日印刷

昭和五十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局